

平成 29 年 10 月 1 日

株主各位

大阪市北区中之島三丁目 2 番 4 号
堺 商 事 株 式 会 社
代表取締役 赤水宏次

単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会決議により、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき定款を変更し、平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたしましたので、会社法第 195 条第 2 項及び第 3 項に基づき、公告いたします。

以上

(ご参考)

上記変更に伴い平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における売買単位は、1,000 株から 100 株に変更されます。

株主の皆様におかれましては、特段のお手続きの必要はございませんので、念のため申し添えます。